

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件

北海道国民年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月

私は、自宅に国民年金保険料を集金に来ていたA市職員に申立期間の保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間及び厚生年金保険被保険者の資格喪失月における国民年金の未加入期間（2回、各1か月）を除く60歳到達により被保険者資格を喪失する前月までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、申立人は、「自宅に国民年金保険料を集金に来ていたA市職員に保険料を納付した。」と述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年3月15日再発行）により確認できる申立期間直前の昭和45年4月から同年10月までの国民年金印紙検認記録の検認について、A市から、「本市の国民年金推進員が集金により保険料を収納し、印紙検認を行ったものと推測される。」との回答を得ていることから、同市の回答と申立人の主張とは一致する。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）では、国民年金保険料の未納期間とされていた申立期間直前の昭和45年4月から同年10月までの期間について、申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年3月15日再発行）により保険料の納付済期間であることが確認でき、平成21年6月2日に、保険料の未納期間から納付済期間へ納付記録が訂正処理されたことがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人に係る行政側の記録管理が適切でな

かったものと認められ、申立期間が1か月と短期間であることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和61年7月から同年9月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年10月1日まで
② 昭和57年3月1日から同年10月1日まで
③ 昭和61年6月1日から同年10月1日まで

各申立期間はA社に勤務していたが、同社B支店に勤務していた申立期間①については、2万6,000円の給与が支給されていたと記憶しており、同社C支店に勤務していた申立期間②及び同社D支店に勤務していた申立期間③については、保管している給与明細書のメモによると、それぞれ41万円、47万円の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたと思われる。年金記録では、申立期間①、②及び③の標準報酬月額がそれぞれ2万4,000円、34万円、44万円と記録されている。

各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、各申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間③のうち昭和61年7月から同年9月までの期間については、申

立人が給与明細書から給与支給額、社会保険料控除額等を転記した当時のメモ（以下「給与明細メモ」という。）及びA社が発行した給与辞令により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（44万円）を越える報酬月額（45万8,310円）の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（47万円）に見合う厚生年金保険料（2万9,140円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が保存されていないため不明としている上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細メモで確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①については、A社のB県内の総括的支店であるC支店に照会したところ、「当支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は2万4,000円と記録されていることが確認できることから、これに基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと考え。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった上、同社同支店から提出された当該名簿の写しにより、同社同支店が記録する申立人の申立期間①の標準報酬月額の記録は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることが確認できる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①において、同社同支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた者7人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人については、いずれも申立期間①の標準報酬月額が従前よりも引き下げられていることが確認できるところ、いずれも「申立期間①の標準報酬月額と毎月の給与支給額が異なっていたかどうかは分からない。」と回答しており、これらの者から、申立期間①において被保険者名簿で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、これに見合う厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、当該事業所の被保険者名簿によれば、申立人が昭和31年1月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、平成6年4月1日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②については、申立人が保管する給与明細メモにより、申立人が申立期間②において事業主により支払いを受けたことが認められる給与支給額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、給与明細メモにより、申立期間②において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万8,020円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の53）で除して求められる報酬月額（34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

5 申立期間③のうち昭和61年6月については、給与明細メモにより、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（2万9,140円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の62）で除して求められる報酬月額（47万円）に見合う標準報酬月額（47万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（44万円）より高額であるものの、支払いを受けた報酬月額（43万2,750円）に基づく標準報酬月額（44万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成13年4月1日、同資格喪失日は14年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成13年4月から同年9月までは38万円、同年10月から14年3月までは44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年4月1日まで

申立期間は、A社B事業所でC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の確定申告書及び給与振込みが確認できる預金通帳があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) A社は、「申立期間当時、申立人は、A社B事業所において、C職として常勤で勤務していた。」と回答していること、ii) 同社B事業所が平成13年に発行した会社情報誌のスタッフ紹介において、申立人が紹介されていること、iii) 同社D事業所（現在は、E事業所）が保管する出勤簿によると、申立人は1週につき5日間勤務していたことが確認できること、iv) 申立人が提出した当時の確定申告書及び申立期間当時の給与振込みが確認できる預金通帳、同社が提出した賃金台帳によると、申立人は申立期間において同社から給与を支給され、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できること、v) 申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認できる者が、「申立人は、申立期間当時、B事業所に勤務していた。申立人の勤務時間及び勤務日数は、常勤のF職と変わりなかった。」と述べていることから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当初、平成13年4月1日に資格取得、14年4月1日に資格喪失と記録されていたが、17年3月29日に実施された社会保険事務所（当時）による実態調査において、申立人については当該事業所における厚生年金保険被保険者としての資格が認められないとされ、同年4月8日に当該被保険者記録が遡って取り消されていることが確認できる。

しかし、A社は、「当時、A社D事業所のF職数が法定人数を下回る可能性があったため、B事業所で勤務していたC職であった申立人を、D事業所に勤務しているとして届出を行った。」と述べており、当時の社会保険事務所の調査において、申立人は、同社D事業所における勤務実態が認められないとして厚生年金保険被保険者資格が取り消されたものの、前述のとおり、申立人が、同社B事業所に勤務していたことは明らかである上、申立期間当時、同社B事業所及び同社D事業所の厚生年金保険の適用事業所は同社であったことから、同社の厚生年金保険被保険者に該当しなかった事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社において厚生年金保険被保険者であることが認められることから、平成17年4月8日付けで行われた申立人の厚生年金保険被保険者資格の取消処理は事実上即したのではなく、当該被保険者資格の取消処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格取得日は13年4月1日、資格喪失日は14年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者資格取消処理前における社会保険事務所の記録から、平成13年4月から同年9月までは38万円、同年10月から14年3月までは44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年1月から同年9月までは19万円、同年10月から13年4月までは20万円、同年5月から同年9月までは19万円、同年10月から14年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月から15年11月までは20万円、同年12月から18年8月までは22万円、同年9月から20年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月16日から20年3月15日まで
申立期間は、A社に勤務していた期間であるが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額となっていた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び申立人名義の預金取引明細記録において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成12年1月から同年9月までは

19万円、同年10月から13年4月までは20万円、同年5月から同年9月までは19万円、同年10月から14年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月から15年11月までは20万円、同年12月から18年8月までは22万円、同年9月から20年2月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額届出について誤りを認めている上、当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が全ての期間において一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年7月を24万円、同年10月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年11月1日まで
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで

昭和50年3月から平成11年2月までA社にB職として勤務したが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額は、申立期間①が19万円、申立期間②が20万円と記録されている。

しかし、当時の給与支給額は、申立期間①が約24万円、申立期間②は26万5,000円であり、標準報酬月額が給与支給額よりも低額となっているので、両申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成6年7月及び同年10月について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された所得源泉徴収簿及び支払精算書（以下「給与明細書等」という。）において確認できる厚生年金保険

料控除額及び報酬月額から、同年7月は24万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し届出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年10月から6年6月までの期間、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額（1万3,775円）に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②について、上記給与明細書等により、当該期間に支払われた報酬月額（26万5,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主がオンライン記録どおりに届出したことが確認できるとともに、当該届出内容は上記所得源泉徴収簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月から13年6月までは16万円、同年10月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から16年1月1日まで
平成8年7月から15年12月末までA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、当該期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が当時の給与支給額よりも低額な記録となっている。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年10月から13年6月までの期間及び同年10月に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、12年10月から13年6月までは16万円、同年10月は15万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年1月から12年9月までの期間、13年7月から同年9月までの期間及び同年11月から15年12月までの期間については、上記給与明細書により、当該期間に支払いを受けた報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成3年4月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月2日から4年8月21日まで

申立期間は、A社にB職として勤務しており、当時の給与支給額は約50万円であったと記憶している。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における標準報酬月額は、給与支給額よりも低額な記録となっているので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成3年4月に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの期間及び同年5月から4年7月までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額よりも低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間のうち、平成元年10月から2年12月までの期間について、A社は、「既に提出している資料のほか、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等が無く、当時の状況は不明である。」と回答している上、申立人も当該期間に係る給与明細書等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社における申立人の前任及び後任のB職の標準報酬月額の記録は、前任者が平成2年9月に退職した時の標準報酬月額は34万円であるのに対して、申立人の当時の標準報酬月額は30万円、及びB職に昇格した同年10月は同44万円となっている上、申立人が4年8月に退職した時の標準報酬月額が47万円であるのに対して、後任者の当時の標準報酬月額は44万円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が、前任者及び後任者と比較して低額となっているような状況はうかがえない。

さらに、A社から提出された従事者名簿（平成2年7月10日現在）、申立人が保管する同社退職時の職員名簿及びオンライン記録により、平成元年10月から5年3月までの期間に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が17人（申立人、上記の前任者及び後任者を含む。）確認でき、これらの者の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立人の当該期間における標準報酬月額は、他の者の記録と比較して高額又は同額であることが確認できる上、オンライン記録において申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡も確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人の、昭和47年3月から同年6月までの期間、同年11月から49年3月までの期間、同年6月から50年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び同年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年6月まで
② 昭和47年11月から49年3月まで
③ 昭和49年6月から50年3月まで
④ 昭和53年4月から54年3月まで
⑤ 昭和54年7月から56年3月まで

私は、今までに公的な支払いを未納にしたことはなく、国民年金保険料の納付書が届いた時には必ず納付していた。特に国民年金については、親からも、苦しくてもその保険料を納付するように言われていたことから、その大切さを認識していた。

また、以前、社会保険事務所（当時）で自分の国民年金保険料に未納期間が無いことを確認している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③のうち昭和49年6月から同年9月頃までの期間の国民年金保険料を納付してくれたはずと述べているが、その父親は既に死亡しており、申立人はこれらに直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和50年12月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①及び②のうち47年11月から48年9月までの期間の国

民年金保険料は時効により納付できないものであるほか、申立期間②のうち同年10月から49年3月までの期間及び申立期間③の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶がないとしている。

さらに、申立人自身が国民年金保険料を納付していたとする申立期間④、⑤及びその間の保険料納付済期間について、申立人は、昭和53年4月から同年6月まではA町（現在は、B町）、同年7月から55年12月まではC県D市、56年1月から同年3月までは再びA町に住所を定めていたことが戸籍の附票で確認できるところ、申立人に係るA町及びC県D市の国民年金保険料納付記録は、共に当該期間のうち54年4月から同年6月までの期間のみが納付済期間とされ、申立期間④及び⑤は未納期間とされており、これらの記録はオンライン記録とも一致していることから、行政側の記録管理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の、昭和60年7月から61年11月までの期間及び63年3月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年11月まで
② 昭和63年3月から平成元年12月まで

申立期間①について、私は、会社を退職した昭和60年7月頃に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間②についても同様に、退職直後の昭和63年3月頃に、同市同区役所で国民年金の再加入手続を行った。

いずれの期間についても、毎月7,000円から8,000円の国民年金保険料を銀行で納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、会社退職後に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、i) A市において、平成10年度以前の被保険者名簿が存在しないこと、ii) オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳において、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前に国民年金に加入していた者に必ず付番される国民年金手帳記号番号が無いこと、iii) オンライン記録により、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格について、11年4月16日に追加で記録されていることが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったと考えられ、記録の追加が行われた時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳で確認できる申立人の国民年金の資格記録は全て一致しており、その記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 63 年 9 月に婚姻した際に、私の夫が、A 市内の区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料の未納期間を確認した上で、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月の婚姻と同時に、申立人の夫が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成 2 年 1 月から同年 3 月頃までの間に払い出されたものと推認でき、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている昭和 63 年 9 月 3 日付けの国民年金第 3 号被保険者資格取得日の欄に、「2. 1. 31」の日付印が確認できることから、申立人は、平成 2 年 1 月 31 日に国民年金第 3 号被保険者資格取得の手続を行い、同時に、以前加入していた厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 62 年 4 月 5 日に遡り、国民年金第 1 号被保険者の資格を取得したものと推認でき、当該手続を行った時点において、申立期間の保険料は、既に時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書により、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料の納付書が、平成 2 年 3 月 12 日に発行され、その保険料が、同年 4 月 25 日に納付されていることが確認できることから、申立人の夫が国民年金の加入手続を行った後に納

付したとしている保険料は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月10日から24年2月10日まで
② 昭和28年3月25日から同年7月1日まで
③ 昭和29年11月30日から30年4月1日まで

申立期間①について、A社には昭和23年2月10日から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が24年2月10日からとなっていることに納得できない。

また、申立期間②及び③について、昭和28年3月25日にB社本社から同社C営業所に異動となり、30年3月31日まで同営業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、事業所記号払出簿によると、昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年2月10日から同年4月1日までは同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、事業所記号払出簿によると、昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、49年10月1日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所に昭和23年2月10日から勤務していたと主張していることから、申立人が氏名を挙げた当時のD職に照会したところ、

同人は、「申立人は、昭和 24 年 2 月頃から 26 年 5 月頃まで E 作業員として勤務していた。」と供述しており、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及びその前後において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた 14 人のうち生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、唯一回答が得られた同僚は、「申立人が A 社に勤務していたことは記憶しているが、申立期間①において勤務していたかどうかまでは分からない。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人の従事業務に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、B 社 C 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所記号払出簿によると、昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、事業所記号払出簿によると、昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本により確認できる B 社本店の所在地宛に申立人の勤務状況等を照会したものの送達できない上、当時の事業主及び事務担当者二人も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち生存及び所在が確認できた二人に照会し、一人から回答が得られたところ、同人は、「私は昭和 28 年 3 月頃から同年 12 月頃まで B 社 C 営業所において F 職として勤務した。申立人は、申立期間②に同営業所に勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入時期及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している上、同人の当該営業所における被保険者名簿によると、同人は、申立人と同様、当該事業所が適用事業所となった昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 17 人のうち生存及び所在が確認できる同僚 4 人に照会し、全員から回答が得られたところ、4 人のうち 1 人は「私は昭和 28 年 4 月頃から同年 12 月頃まで B 社 C 営業所において F 職として勤務した。同年 7 月頃に厚生年金保険に加入した。加入する以前は厚生年金保険料が控除されていなかった。」とし、残りの 3 人は「厚生年金保険に加入した時期及び厚生年金保険料控除の状況は分からない。」と供述しており、申立期間②において申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得

ることができない。

- 3 申立期間③について、B社C営業所は、前記のとおり、昭和30年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社本店の所在地宛に申立人の勤務状況等を照会したものの送達できない上、当時の事業主及び事務担当者二人も既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間③以降に厚生年金保険の加入記録がある者は事業主及び事務担当者を含め6人確認できるところ、そのうち二人は死亡、残る4人も所在不明であることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

- 4 申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月16日から23年2月27日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答を受けた。
しかしながら、申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約6か月後の昭和23年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 22 日から同年 7 月 16 日まで
② 昭和 40 年 7 月 19 日から 45 年 10 月 31 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、両申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る A 社及び申立期間②に係る B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、両申立期間の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 46 年 1 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 31 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを受け取ったところ、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、当時、申立人がその母親と一緒に住んでいたとしている住所が記載されている上、「送金済（昭和 44 年 9 月 26 日付け）」の日付表示印が押されていることが確認できる。

また、申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 44 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 17 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 9 月 10 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 43 年 1 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①から④までについて、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、全ての申立期間については、昭和 43 年 11 月 29 日に脱退手当金を受給しているため、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、申立期間①前に勤務していたA社B支店（現在は、C社B支店）では脱退手当金を請求して、受給した覚えがあるが、申立期間①から④までについては、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD社（現在は、E社）の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和 43 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「申立期間①以前に勤務したA社B支店に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を申立期間①以前に受給した。」と主張しているものの、オンライン記録上、申立人の脱退手当金は、同社に係る被保険者期間及び申立期間①から④までの期間を合わせて脱退手当金が計算されている上、申立期間①以前において脱退手当金の支給記録が無いほか、脱退

手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 24 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における標準報酬月額について、申立期間①は4万5,000円、申立期間②は7万6,000円、申立期間③は15万円及び申立期間④は26万円と記録されている。

しかしながら、各申立期間はA社内で異動した直後の時期であり、当時は異動により昇給したにもかかわらず、標準報酬月額が異動前よりも低くなっている。

本来の標準報酬月額は、申立期間①が5万6,000円、申立期間②が10万4,000円、申立期間③が24万円、申立期間④が32万円であったはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①から④までについては、A社内で異動した直後の時期であり、異動により昇給したにもかかわらず、標準報酬月額が異動前の標準報酬月額よりも低いことに納得できない。」と主張しているが、A社では、「申立人の各申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の算定資料については、保存期限が経過したために保管されておらず、申立人の標準報酬月額が異動前よりも低くなっている理由等は不明である。」と回答している。

また、A社は、「当社の昇給は毎年6月11日に行われ、昇給額は4月に遡って差額を支給している。これに伴い6月から8月までの給与支給総額に基づい

て標準報酬月額を算定し、9月に改定の届出を行っていた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、i) 昭和45年4月1日に4万5,000円であったものが同年9月には5万6,000円に改定されていること(申立期間①)、ii) 48年1月24日に7万6,000円であったものが同年9月には10万4,000円に改定されていること(申立期間②)、iii) 51年7月1日に15万円であったものが52年9月には24万円に改定されていること(申立期間③)、iv) 54年4月1日に26万円であったものが同年9月には32万円に改定されていること(申立期間④)がそれぞれ確認できる上、標準報酬月額は固定的賃金に変動があった月から4か月目に改定することになっていることから、これらの標準報酬月額の記録の決定は適法であり、正当と認められるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には標準報酬月額に係る不自然な記録訂正等の形跡も認められない。

さらに、A社は、「各申立期間の標準報酬月額については、A企業年金基金が保管している『厚生年金基金加入員台帳』に記録されている額を社会保険事務所(当時)に届出し、この標準報酬月額に基づいて申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたものとする。」と回答している。

加えて、申立人は、自身の異動辞令簿を根拠資料として提出しているものの、当該資料に記載されている金額は本給のみであるため、これに基づいて標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を算定することは難しい上、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月7日から55年2月21日まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、預金口座の取引明細書で確認できる給与の振込額よりも低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間当時の年金記録の標準報酬月額が、給与支給額よりも低額となっているので、年金記録の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人が提出した申立期間に係る申立人名義の預金口座の取引明細書の写しによると、昭和54年6月以降、毎月28日前後に振り込まれていた金額が12万円から69万円の推移であったことが確認できるものの、各月の給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額は確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は平成18年10月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得ることができない上、商業・法人登記簿謄本によると、同年同月*日付けで破産手続を開始していることから、同社の破産管財人に照会したところ、「申立人の給与実態等について確認できる資料を保管していない。」と回答しており、申立人の給与の実態等について確認することができない。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述によると、申立人は、当該事業所にB職として勤務し、その給与として基本給と勤務成績により変動する歩合給を支給されていたものと認められるところ、当時の当該事業所の社会保険事務担当者は、「入社時は、固定給と交通費を合計した額で標準報酬月額を決定していた。B職の歩合給については変動給であるため随時改定は行わず、年に1度、定時決定の際に歩合給も含めて届け出ていた。申立人は、固定給が上がったことはなく、入社時の標準報酬月額のまま退職したと思われる。」と供述してい

る。

加えて、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚が、同日又はほぼ同時期に入社したB職の社員であったとする同僚(申立人及び短期間で退職した1人を除く。)3人のうち2人は、昭和54年10月の定時決定において、標準報酬月額が厚生年金保険被保険者資格取得時と同額である上、当該3人の55年10月の定時決定における標準報酬月額は、ほぼ倍額又は倍額以上に変動しており、これは上記社会保険事務担当者の供述と符合する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月頃から60年7月頃まで
② 昭和60年8月頃から61年12月頃まで
③ 昭和62年1月頃から同年7月頃まで
④ 昭和63年7月頃から平成元年9月1日まで
⑤ 平成元年9月頃から3年12月頃まで
⑥ 平成4年4月頃から同年12月頃まで
⑦ 平成5年4月頃から7年1月1日まで

申立期間①、③及び⑦については、A社、申立期間②はB社、申立期間④はC社、申立期間⑤はD社、申立期間⑥はE社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び⑦については、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間⑦のうち平成5年5月17日から同年8月13日までの期間及び6年6月1日から同年12月28日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できるが、申立期間①及び③の期間については、同保険の被保険者記録が無い。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年2月1日であることから、申立期間①及び③の期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同社は9年12月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立期間①、③及び⑦における申

立人の申立てに係る事実について確認できない。

さらに、申立期間①及び③について、申立人は、一緒に勤務していた同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間①及び③における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間⑦において、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人のうち1人は、申立期間⑦より後の期間に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同人は所在不明であることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができず、残りの二人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、このうち所在が確認できた一人に照会したところ、「申立人と一緒にA社で働いたことは間違いないが、時期及び期間は分からない。同社では、厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料が引かれることもなかった。」と回答している。

その上、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、所在が確認できた14人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人が申立期間⑦において、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、③及び⑦に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の詳細な記憶から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がB社（申立期間②当時はF社）に勤務していたことは推認できるが、同社は、オンライン記録により厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できた者に照会したところ、「B社を設立する前はF社を運営していたが、当社は厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録において、当該事業所における申立人の記録は存在しない上、申立期間②のうち一部の期間について、他の事業所における被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、商業・法人登記簿謄本により、C社の代表取締役で

あったことが確認できる者の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録により厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、上記の代表取締役は、「C社は厚生年金保険に加入していなかった。G県から来た者が何名か勤務していたが、名前を記憶していない。」と回答している。

また、商業・法人登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「私は昭和61年か62年に1年間ぐらい正社員として勤務したが、厚生年金保険には加入しなかった。」と述べており、オンライン記録によると、当該事業所に勤務したと記憶する期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間④における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録において、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間⑤のうち平成2年1月13日から同年6月25日までの期間及び同年9月14日から3年5月25日までの期間において、D社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年10月1日であることが確認できることから、申立期間⑤のうち一部の期間については厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「雇用保険については勤務していた者全員を加入させたが、厚生年金保険は正社員のみ加入させた。」と述べているところ、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとする同僚のうち一人は、申立人と同様に申立期間⑤のうち一部の期間について雇用保険の加入記録が確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間⑤当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、回答が得られた一人は、「D社には社員が3人から5人ぐらいおり、他に季節雇用者が30人ほど勤務していた。」と述べており、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に同被保険者資格を取得した者は4人であることが確認できることから、当該事業所では、勤務

する全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥について、申立人の詳細な記憶から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がE職に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E職は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、申立期間⑥当時、申立人が、同社が所在していたと記憶する住所に商業登記は確認できない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務したと記憶する者のうち一人は、申立期間⑥について、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、上記の者のほか、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間⑥における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録において、当該事業所における申立人の記録は存在しない上、申立期間⑥のうち一部の期間について、他の事業所における被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、平成 8 年 3 月 31 日まで勤務しており、社会保険事務所（当時）又は同事業所の手続の誤りと考えられるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 3 月 31 日までA社C事業所に勤務していたと申し立てているが、同事業所から提出された申立人の人事記録では、7 年 12 月 1 日に、D職（非常勤職員）として採用され、8 年 3 月 30 日限りで退職したことが確認できる。

また、A社C事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同被保険者資格喪失日は平成 8 年 3 月 31 日（備考欄には同年 3 月 30 日退職の記載）と確認できる上、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人を含め平成 7 年 12 月にA社C事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、8 年 3 月 31 日に同保険の被保険者資格を喪失している 7 人のうち 1 人は、「私も、退職日についてA社D事業所のE課に問い合わせたが、当時の取り決めであると説明された。」と供述していることから判断すると、同事業所において、非常勤職員に関する取扱いに基づき、退職日は 3 月 30 日としていたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月25日から同年3月7日まで
② 昭和32年12月26日から33年3月7日まで

A社にB職として昭和27年8月11日から33年12月31日まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持するA社C営業所勤務者のOB会名簿には、申立人の氏名と「入社昭和27年4月及び退社33年11月」と記載されているが、A社が保管する申立人に係る辞令簿によると、申立人は、昭和31年1月10日に解職、同年3月7日に採用及び32年12月25日に解職となっており、これらの日付は、同社における申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の資格の取得及び喪失年月日の記録とほぼ一致していることが確認できる上、同社に照会したところ、「当時、冬期間で事業が実施できなかった時期はB職などを解雇していたようだ。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた4人の同僚のうち生存及び所在が特定できた二人に照会したところ、二人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立内容に関する具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間①及び②を含む期間にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる13人に照会したところ、11人から回答が得られ、そのうち申立人と同様にB職であった7人のうち6人は、「冬期間は事業が実施できなくなり、この間は失業していた。」と述べている上、B職であったとする当該6人のうち3人及びD職であったとする二人の合計5人は、「冬期間は、解雇され失業保険を受給していた。」と供述していることから判断すると、当該事業所は申立期間①及び②当時、事業の実施状況に合

わせ冬期間は一旦解雇し、その後再雇用する取扱いであったものと考えられる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①及び②における被保険者記録は無い。

その上、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月下旬から 43 年 7 月 1 日まで
申立期間は、A社でB職等の業務に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間中にA社において撮影したとされる写真及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているほか、当該事業所の経理担当者であったとする事業主の妻は、「高齢のため、当時のことは何も覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）が確認できる同僚 13 人について、自身が記憶する勤務開始時期と被保険者資格取得時期の関係をみると、一律ではなく同僚ごとに異なっていることが確認できる上、このうち 7 人については入社してから 1 か月から 13 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「A社では、採用当初の期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、「社長に健康保険に加入させてくれるよう頼んだが、親の国民健康保険を利用するよう言われた。このため、同社では、健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している上、被保険者原票によると、この同僚は、当該事業所における被保険者資格の取得が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から37年10月1日まで
昭和33年10月1日から39年1月9日までA社に勤務し、B業務に従事していた。
当該事業所における標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の期間に比べ低額となっていた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中に結婚し、結婚により手当が支給されるようになった上、毎年、定期昇給により給与が上がっていたにもかかわらず、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間に比べ減額となっているのは、不自然である。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、49年10月1日に解散していることから、申立人の申立期間における標準報酬月額について確認することができない。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人が経理担当者であったとして名前を挙げた同僚に照会したものの、同人から回答が得られないことから、申立人の標準報酬月額について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚8人に照会し、4人から回答が得られたところ、このうち当時の報酬月額を覚えていないとする一人を除いた3人は、いずれも「当時の報酬月額と年金記録が一致する。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額、厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和 33 年 10 月 1 日）の 1 万 6,000 円が、翌年の昭和 34 年 10 月 1 日の定時決定において 1 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できることから、当該定時決定は、同年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の 3 か月間に受けた報酬の額をその月数で除して得た平均額を基礎として行われることとされており、申立人は、「毎年、春頃は残業手当が無かった。」と供述していることから、当該定時決定による標準報酬月額の引き下げは、不自然であると認められない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月13日から57年11月21日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、昭和42年にA社（現在は、B社）に入社した後、平成5年8月に退職するまで継続して正社員のC職として勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社では、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間における加入記録が無いことが確認でき、当該記録は、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と符合している。

さらに、B社は、「正社員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させているが、D職については、申立期間当時の資料は無いものの、現在と同様、当該保険には加入させていなかったのではないか。」と回答しているところ、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者11人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、回答が得られた3人全員が、「B社では、D職を厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

加えて、上記の回答が得られた同僚3人のうち1人は、「私は、申立期間当時、E業務を担当しており、昭和55年4月に関連会社へ異動した時には、申立人はD職として勤務していた。」と具体的に供述しているとともに、他の一人は、「申立人は、会社に継続して勤務していたものの、正社員からD職へ身分を変えて勤務していた時期があり、その後、再度、正社員となった記憶がある。」と供述している上、もう一人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

その上、オンライン記録により、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和57年11月21日と同日に同資格を取得していることが確認できた者4人に照会し、全員から回答が得られたところ、このうち一人は、「私は、B社に正社員として採用されるまでの約1年間、同社のD職として勤務していたが、この間は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、他の3人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述は得られず、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務し、平成 13 年 6 月から同年 12 月までは 62 万円、14 年 1 月から 19 年 4 月までは 51 万円の給与の支払いを受けていた。

しかし、厚生年金保険の加入記録によると、申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 13 年 6 月 1 日から 15 年 7 月 7 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、13 年 6 月から同年 9 月までの期間は 62 万円、同年 10 月から 15 年 6 月までの期間は 50 万円と記録されていたが、同年 7 月 7 日に 13 年 10 月及び 14 年 10 月の定時決定の記録を取り消し、当該期間における標準報酬月額を 9 万 8,000 円に引き下げる旨の訂正処理を遡及して行っていることが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役に就任していることが確認でき、年金事務所が保管する平成 13 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、13 年度及び 14 年度の同算定基礎届において、申立人が代表取締役として記名された会社ゴム印及び代表取締役印の押印が確認できるとともに、社会保険事務所（当時）が当該各届出書を 15 年 7 月 1 日に受理していることが確認できる上、申立人は、「当時、会社が納付すべき厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から何度も納付指導を受け、納入計画書も作成・提出した。また、事務担当者が、保険料を納付できないのであれば、社長の給料を引き

下げて届出をするよう社会保険事務所から言われたことも聞いていた。」と供述している。

また、A社の当時の事務担当者は、「申立人は社長であり、社会保険事務所に対する厚生年金保険料滞納の事情説明にも何度か同行していたことから、当然、会社の厚生年金保険料の滞納状況を承知していた。申立人の標準報酬月額の見直し届出は私が行ったが、社長には、この旨報告している。」と申立人の供述と符合する供述をしていることから、申立人は、当時、同社が当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行できないため、自らの標準報酬月額について減額訂正処理したことを承知しており、当該訂正の届出事務にも関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務を含めた会社の業務全てに責任を負うべき代表取締役である申立人が、自身の記録訂正処理に関与しながら、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が減額訂正処理された当該期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成15年7月7日から19年5月1日までの期間について、B市から提出された平成16年度分（平成15年分）から20年度分（平成19年分）までの市・県民税課非台帳により、申立人は、15年7月1日から18年1月1日までの期間において、その主張する月額51万円の給与収入を得ていたことが確認できるものの、当該給与から控除されていた厚生年金保険料控除額は、9万8,000円の標準報酬月額に基づく保険料額に相当することが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

また、上記の市・県民税課非台帳により、平成18年1月1日から19年1月1日までの期間は、無収入非課税で、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できるとともに、同年1月1日から同年5月1日までの期間については、給与収入があることは確認できるものの、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の市・県民税課非台帳から、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額又は保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 10 月まで

申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社における加入記録が無い一方、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっているとの回答をもらった。

しかし、私が保管する当時の給料支払明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、A社は、昭和 55 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、平成 8 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、同社は同年 8 月 31 日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、上記の給料支払明細書により、申立人は、A社から支払いを受けた給与から厚生年金保険料として保険料が控除されていることが確認できるものの、当該保険料控除額は、申立人の給与支給額に見合う厚生年金保険料額と一致していない一方、当時の国民年金保険料額の 2 分の 1 に相当する額であることが確認できるとともに、オンライン記録により、申立人は、申立期間にお

いて国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者二人のうち、唯一生存及び所在が確認できた者は、「A社が昭和55年10月に厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、従業員がそれぞれ国民年金及び国民健康保険に加入していた。また、申立期間当時は、会社が保険料の半額を負担してくれたため、従業員の給与から個人負担分の各保険料を控除し、その保険料を納付してくれていた。」と供述しており、当該同僚は、オンライン記録により、申立期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 2 月から 5 年 6 月まで
② 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、両申立期間に係る標準報酬月額は、通勤手当の支給額が含まれていない記録となっているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人は、「A社から支払いを受けた給与に通勤手当が含まれていなかったことから、標準報酬月額の記録は、支払いを受けた給与支給額よりも低額となっている。」と主張しているところ、同社は、平成 20 年 2 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、同社の登記は閉鎖されていないことが確認できるものの、同社及び当時の事業主の所在が確認できないことから、申立人の申立期間①における給与の支払及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が保管する給与支給明細書により、申立期間①において申立

人が支払いを受けた給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様、「B社から支払いを受けた給与に通勤手当が含まれていなかったことから、標準報酬月額の記録は、支払いを受けた給与支給額よりも低額となっている。」と主張しているところ、申立人が保管する給料明細書により、申立人は、申立期間②において、基本給と住宅手当を合算した月例給与額に通勤手当に相当する非課税分賃金を加えた金額を給与支給額として支払いを受けていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「関係資料が無く、当時の社会保険事務担当者も既に退職していることから、申立期間②当時の状況は不明である。しかし、当時の事務担当者は、社会保険関係事務に精通していなかったことから、社会保険事務所（当時）に対する標準報酬月額の算定基礎届において、通勤手当を含めた給与支給額を届出すべきところ、誤って月例給与額を報酬月額として届出したものと考えられる。」と回答しているところ、オンライン記録において確認できる申立期間②の標準報酬月額は、上記給料明細書における月例給与額に見合う標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、上記の給料明細書により、申立期間②において申立人が支払いを受けた給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。